

入札時の積算内訳書の提出について

平成24年6月1日

平成24年度倉敷市水道局入札契約制度の改正のうち、積算内訳書の提出についての必要な手続きをお知らせします。

(1) 積算内訳書の提出が必要な工事

予定価格6,000万円以上の工事（随意契約を除く。）の落札候補者は、一般競争入札参加資格審査申請（事後審査）時に積算内訳書の提出が必要になります。

(2) 積算内訳書の様式

水道局ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(3) 提出方法・提出期限

入札公告に記載した入札参加資格審査申請時に水道総務課に提出（持参に限る。）してください。

(4) 実施時期

平成24年6月1日以降の入札公告分から

【積算内訳書作成にあたっての注意事項】

- ・ 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）と入札金額が一致していること。
- ・ 「値引き」などの項目を設け、マイナス計上しないこと。
(※ 「値引き」をしている場合は、各項目において金額を引き下げた後の金額で見積金額を記載すること。)
- ・ 項目（設計図書に準じて作成した大工種程度の項目）に漏れがないこと。
- ・ 各項目での掛け算や、各項目金額の足し算が正しく積算されていること。

積算内訳書が正しく作成されていない場合は、失格となる場合があります。